

申請書類の押印の一部廃止について

令和5・6年度の申請から、申請書類の一部について押印を廃止しました。

引き続き押印が必要な書類は、

様式 ② 委任状（実印および使用印）

様式 ③ 使用印鑑届（実印および使用印）

です。各書類の押印の取扱いについては、下記をご確認ください。なお、押印を廃止した書類について、従前のおり押印したのもも受け付けます。

申 請 書 類	押 印
様式 ① 物品購入等指名競争入札参加資格審査申請書	不要（廃止）
様式 ② 委任状	必 要
様式 ③ 使用印鑑届	必 要
様式 ⑧ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書	不要（廃止）
様式 ⑨ 資本関係・人的関係調書	不要（廃止）